

(参考資料)

目 次

1. 復興整備計画の作成イメージ	1
様式第2 復興整備計画（案）	2
4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項	7
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項	8
土地利用構想図	9
復興整備事業総括図	10
様式8	11
1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書	12
2 調整措置概要	13
2. 復興整備協議会規約（例）	14
3. 津波浸水地域のある市町村一覧	17
4. 復興整備計画の作成等に係る手続フロー	19
復興整備計画の作成等に係る手続フロー	20
土地区画整理事業・復興一体事業を実施する場合の手続きフロー	21
集団移転促進事業を実施する場合の手続きフロー	22
大臣の同意と農地転用許可みなしの関係	24
土地利用基本計画の変更の特例フロー	25
都市計画の変更を行う場合の手続きフロー	26
農用地利用計画（農用地区域）の変更の特例フロー	28
地域森林計画区域の変更の特例フロー	29
保安林（県指定）の指定・解除の特例フロー	30
漁港区域（1種・2種）の変更等の特例フロー	31
復興特区法による県営土地改良事業の特例フロー	32
漁港漁場整備事業の特例フロー	33
登録免許税の免税措置フロー	34

1. 復興整備計画の作成イメージ

復興整備計画（案）

〇 〇 市

令和3年〇月〇〇日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
〇〇市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
① 今後十年から数百年に一回程度発生すると想定される津波及び高潮から人命や財産を守る。 ② 今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の考え方により安全性を確保する。 ③ 高齢化や人口減少等を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。 ④ 農地の大区画化と利用集積を図るとともに、集落等の移転跡地の農地整備等により、生産性の高い農業を実現する。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりの観点から、第3次防潮の北側のJR線〇〇駅周辺及び南西部の高台に市街地を集約し、第2次防潮と第3次防潮の間を農地及び工業用地とする。第2次防潮の南側の沿岸部は、防災林及び公園とする。		
(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図および復興整備事業総括図参照。）		
① 津波被害の防止策として、道路の嵩上げを行い、第2次防潮（F道路）及び第3次防潮（G道路）を設置する。 ② 第3次防潮の北側のJR〇〇線〇〇駅周辺を市街地（A地区）及び農村集落（D地区の一部）とする。 ③ 震災前から工場等が立地していた臨海部を中心に工業用地（J地区）とし、液状化被害の再発を防ぐ。 ④ 地盤の滑動により被害を受けた造成宅地（K地区）で再度の災害を防止し、隣接して、集団移転先の住宅団地（E地区）を整備する。 ⑤ 第2次防潮と第3次防潮の間は農地（B地区、C地区、D地区の一部）とする（③④の区域を除く）。 ⑥ 津波危険性の高い第2次防潮南側の沿岸部は、防災林（I地区）及び公園とする。		
(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業	A地区	事業の名称：〇〇土地区画整理事業 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 種類：土地区画整理事業 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。

(2) 土地改良事業	B 地区	<p>事業名称：土地改良事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 種類：区画整理 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>
	C 地区	<p>事業名称：土地改良事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 種類：区画整理 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>
(3) 復興一体事業	D 地区	<p>事業名称：復興一体事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 種類：土地区画整理事業、農業用排水施設、農業用道路、客土、土壌改良、暗渠排水、承水路工等 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>
(4) 集団移転促進事業	E 地区	<p>事業名称：集団移転促進事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他 ①事業同意を得るために集団移転促進事業計画を記載することができる。 ②実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F 道路	<p>事業名称：〇〇都市計画道路事業 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 種類：都市計画道路事業 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>
	G 道路	<p>事業名称：〇〇都市計画道路事業 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度</p>

		種類：都市計画道路事業 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(7)小規模団地住宅施設整備事業		
(8)津波防護施設の整備に関する事業		
(9)漁港漁場整備事業	H地区	事業名称：漁港漁場整備事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(10)保安施設事業	I地区	事業名称：保安施設事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(11)液状化対策事業	J地区	事業名称：液状化対策事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(12)造成宅地滑動崩落対策事業	K地区	事業名称：造成宅地滑動崩落対策事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(13)地籍調査事業	L地区	事業名称：地籍調査事業（〇〇地区） 実施主体：〇〇市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度 ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。
(14)その他施設の整備に関する事業		

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

令和〇〇年度から令和〇〇年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面番号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（土地区画整理事業）	決定	〇〇		市街化区域の拡大
			・都市計画（区域区分）（※）	変更	〇〇		
			・土地利用基本計画の農業地域（※）	変更		〇〇	
			・農業振興地域（※）	変更		〇〇	
			・農用地利用計画	変更		〇〇	
2	土地改良事業	B地区	・土地利用基本計画の農業地域（※）	変更	〇〇		
			・農業振興地域（※）	変更	〇〇		
			・農用地利用計画	変更	〇〇		
3	復興一体事業	D地区	・都市計画（土地区画整理事業）	決定	〇〇		
			・土地利用基本計画の農業地域（※）	変更		〇〇	
			・農業振興地域（※）	変更	〇〇	〇〇	
			・農用地利用計画	変更	〇〇	〇〇	
4	集団移転促進事業	E地区	・地域森林計画区域	変更		〇〇	
			・保安林	変更		〇〇	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

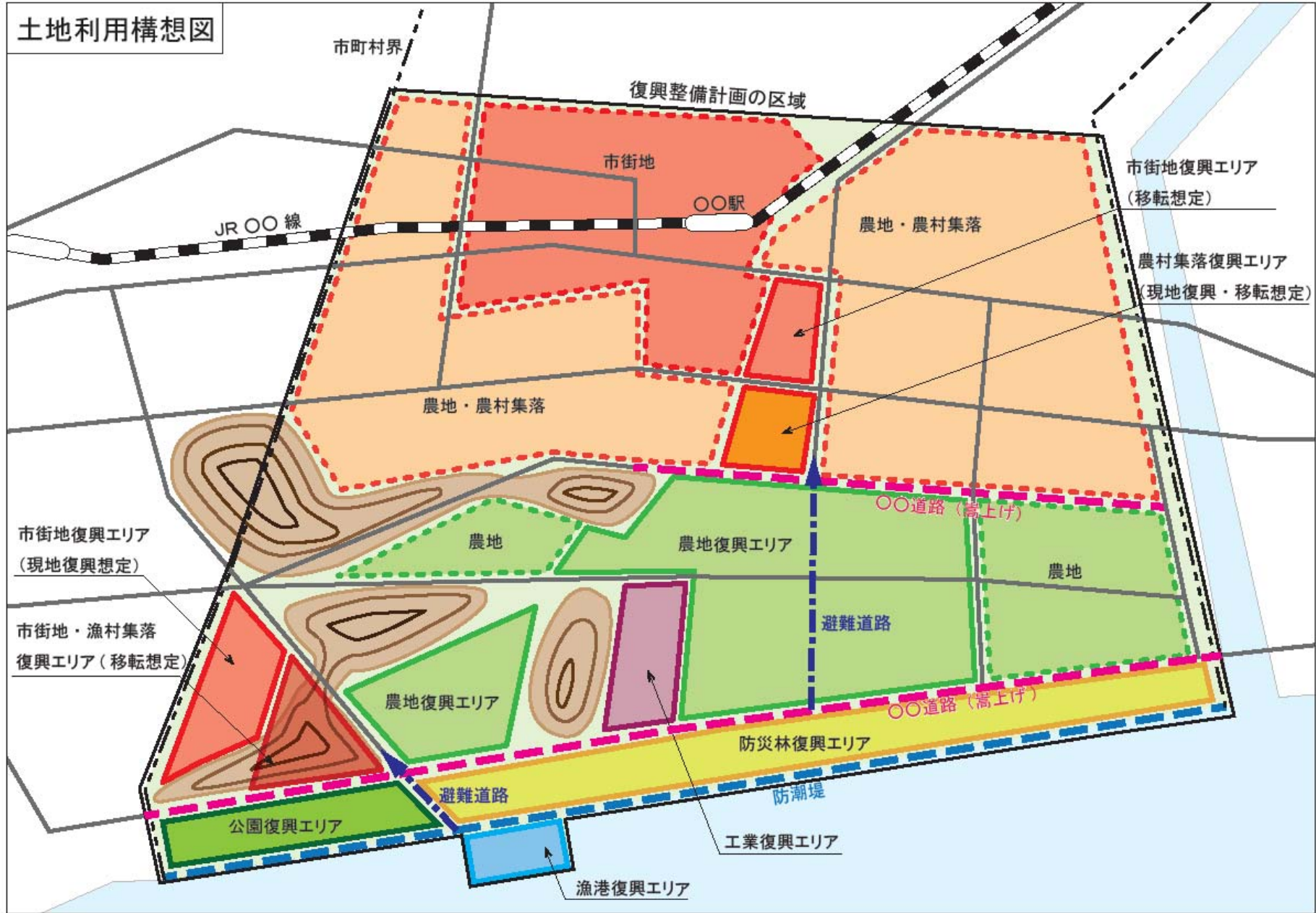
(※) は、県との共同作成の場合のみ記載できる。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

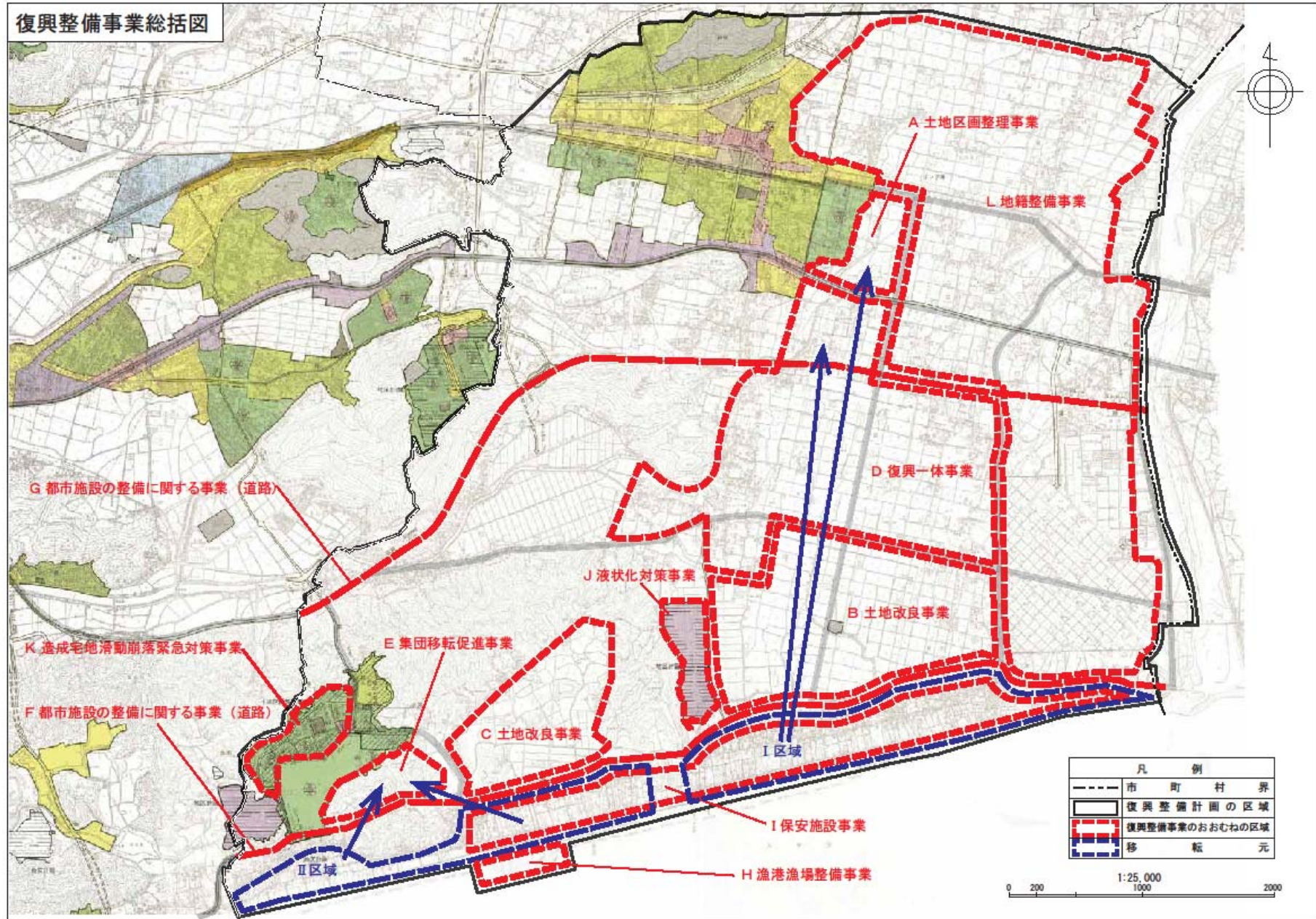
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (4ha超)	都市計画法			農地法 (4ha以下)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	A地区	○										
			○										
2	復興一体事業	D地区	○					○					
3	集団移転促進事業	E地区		○					○	○			
4	都市施設の整備に関する事業	F地区				○							

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（4ha超）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



復興整備事業総括図



凡 例	
---	市 町 村 界
□	復興整備計画の区域
□	復興整備事業のおおむねの区域
□	移 転 元

0 200 1000 2000
1:25,000

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の開発行為の許可）（記載例）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <p>○沿岸部の農地は、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進める。 ○内陸部の農地は、水稻からいちご等の施設園芸に作物転換し、高付加価値型農業の振興を図る。 ○津波被害を受けた農地〇〇haについては、△△年以内に農地として復旧・復興する。</p>
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p> <p>○沿岸部は、当該集団移転跡地〇haの内、周辺農地との一体的な利用が可能な〇〇地区の〇haについては、土地改良事業等により農地整備を行う。 ○内陸部の農地は、施設園芸の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行う。また、六次産業化の推進に向けた直売施設、加工施設等の整備を行う。</p>

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p> <p>○三線堤防より東側は農地とし、農用区域に編入して農地の確保を図る。 ○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、「農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表」等と整合を図り、できる限り多くの農地を確保する。 ○集団移転跡地を農地として整備するとともに、耕作放棄地の発生抑制・再生を推進し、農地の確保・有効利用を図る。 ○農地の復旧・復興を行った農地は農用区域とし、復興整備計画の期間中は除外を認めないこととするとともに、計画期間が満了した後も優良農地としての確保を原則とする。</p>
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p> <p>○計画区域内の津波被害を受けた農地〇〇haは、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○被災住宅地等の集団移転先となる〇〇駅周辺の農地〇haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。 ○当該集団移転跡地〇haのうち、周辺農地との一体的な利用が可能な〇〇地区は、農地としての整備を行い、農地利用を図る。</p>
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p> <p>別紙様式のとおり</p>

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A 地区	〇〇地区	市街地開発 事業	住宅地	30ha	20ha	20ha	20ha	〇〇市	H24～30	1,000人 (300戸)	市街化調整 区域	移転元Ⅰ、30ha、市街化区域、 1,000人(300戸)、 移転跡地：農地利用〇ha
E 地区	△△地区	集団移転促 進事業	住宅地	10ha	5ha	10ha	5ha	〇〇市	H24～26	400人 戸)	市街化調整 区域	移転元Ⅱ、10ha、市街化調整区域、 400人(180戸)、 移転跡地：農地利用〇ha
○	××地区											
…												
計												

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A ○○地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係 施策図面 番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積 等	施行 年度	復興整備事業の施行区域に含ま れる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要 性及び調整措置状況
						受益面積・施設等	施行状況		
1	県営かんがい 排水事業	■地区	□□県	1,500ha	H5～12	20ha 幹線用水路100m	完了	補助	市街化区域の隣接地はすべて事業受益地のため避けることができない。含まれる面積は全体受益に対して1.3%と軽微であり、幹線用水路100mが含まれることとなるが、原因者が付替えを行い機能維持することで関係土地改良区と調整済み。
2	県営ほ場整備 事業	◆地区	□□県	400ha	H10～14	20ha 用水路100m、排水 路100m	完了	補助	移転元に近い移転先としては、他に代替できる土地がない。含まれる受益地は全体受益の末端であることから、用水路は廃止、排水路は付け替えを行い、それぞれ機能維持することで関係土地改良区と調整済み。
...									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水は区域内の処理場で処理され、雨水排水とともに調整池で流量調整を行った後、地区外の農業用排水路を経由して河川に放流される。農業用排水路の使用については、関係土地改良区と調整済み。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成25年度予定（市街化区域編入、農業振興地域・農用地利用計画変更）									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2. 復興整備協議会規約（例）

[〇〇市町村] 復興整備協議会規約（例）

（設置）

第1条 [〇〇市町村 or 〇〇市町村及び〇〇県] は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）第47条第1項の規定に基づき、復興整備協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の規定により設置された復興整備協議会は、[〇〇市町村] 復興整備協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第3条 協議会は、[〇〇市町村] の東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備計画（以下「計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 計画の作成及び実施のために必要な事項について協議（次号に掲げるものを除く。）を行うこと。
- 二 復興特区法第4章の規定により協議会の権限に属させられた事項について協議を行うこと。

（構成員）

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 [〇〇市町村] 長
- 二 [〇〇県] 知事
- 三 復興特区法第47条第4項の規定により協議会の構成員として加えるものとされた者
- 四 国の関係行政機関の長
- 五 計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 六 その他 [〇〇市町村長 or 〇〇市町村長及び〇〇県知事] が必要と認める者

（会長及び監事）

第6条 協議会の会長は、[〇〇市町村長] をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に監事を置くことができる。
- 5 監事は、協議会の活動、運営等を監査する。
- 6 監事は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

（会議）

第7条 第4条の協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、次条に規定する全体会議及び第9条に規定する分科会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その議長となる。

（全体会議）

第8条 第4条第1号の協議を行うための会議（以下「全体会議」という。）は、第5条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「全体会議の構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 全体会議は、全体会議の構成員等の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 全体会議の議事は、出席した全体会議の構成員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

（分科会）

第9条 第4条第2号の協議を行うための会議（以下「分科会」という。）は、第5条第1号から第3号に掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「分科会の構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 分科会は、その協議事項ごとに、当該協議事項に係る分科会の構成員等間の協議により行う。

(書面又は代理人による表決)

第10条 構成員又はその指名する職員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、協議事項につき、書面又は代理人をもって意見を表明し、議決権を行使することができる。

(資料の提供等の要求)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関、市町村及び都道府県その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第12条 会議の議事は、原則として公開する。ただし、会長が非公開とすることが適当と判断したものについては、この限りでない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、[〇〇市町村]に置く。

(公表)

第14条 協議会を組織した旨及び会議の議事の公表は、[〇〇市町村 or 〇〇市及び〇〇県]の[公報 or ウェブサイト]への掲載 or その他の適切な方法を記載]により行う。

(事業年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和3年度に限っては、協議会の成立日から令和4年3月31日までとする。

(配慮)

第16条 協議会の構成員は、会議における協議を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※ オンラインによる会議の開催方法について、規約に盛り込むこととする場合、第7条に定める方法のほか、第17条により定める方法も考えられます。

3. 津波浸水地域のある市町村一覧

東日本大震災復興特別区域法の対象区域のうち 津波浸水地域がある市町村一覧

岩手県：宮古市^{みやこし} 大船渡市^{おおふなとし} 久慈市^{くじし} 陸前高田市^{りくぜんたかだし} 釜石市^{かまいしし} 大槌町^{おおつちちょう}
 山田町^{やまたまち} 岩泉町^{いわいずみちょう} 田野畑村^{たのはたむら} 普代村^{ふだいむら} 野田村^{のたむら} 洋野町^{ひろのちよう}

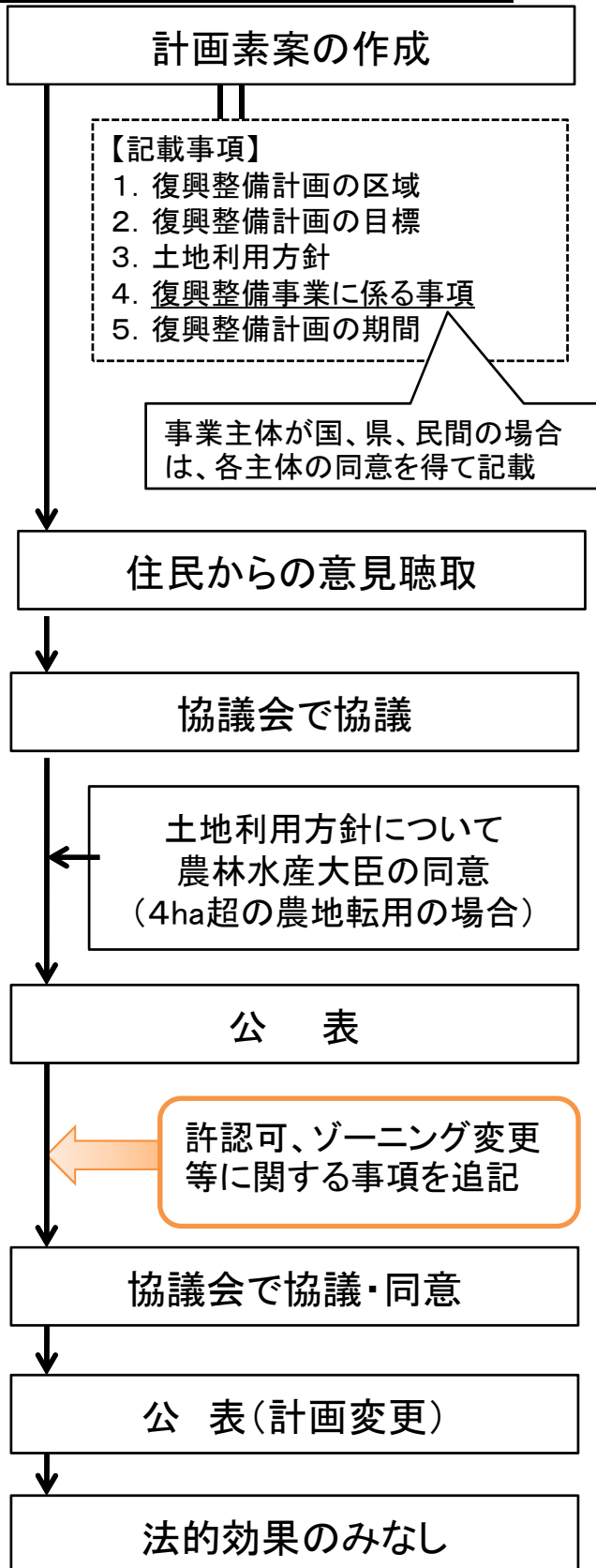
宮城県：仙台市^{せんだいし} 石巻市^{いしのまきし} 塩竈市^{しおがまし} 気仙沼市^{けせんぬまし} 名取市^{なとりし} 多賀城市^{たがじょうし}
 岩沼市^{いわぬまし} 東松島市^{ひがしまつしまし} 亘理町^{わたりちょう} 山元町^{やまもとちょう} 松島町^{まつしままち} 七ヶ浜町^{しちがはままち}
 利府町^{りふちょう} 女川町^{おながわちょう} 南三陸町^{みなみさんりくちょう}

福島県：いわき市^し 相馬市^{そうまし} 南相馬市^{みなみそうまし} 広野町^{ひろのまち} 楢葉町^{ならはまち} 富岡町^{とみおかまち}
 大熊町^{おおくままち} 双葉町^{ふたばまち} 浪江町^{なみえまち} 新地町^{しんちまち}

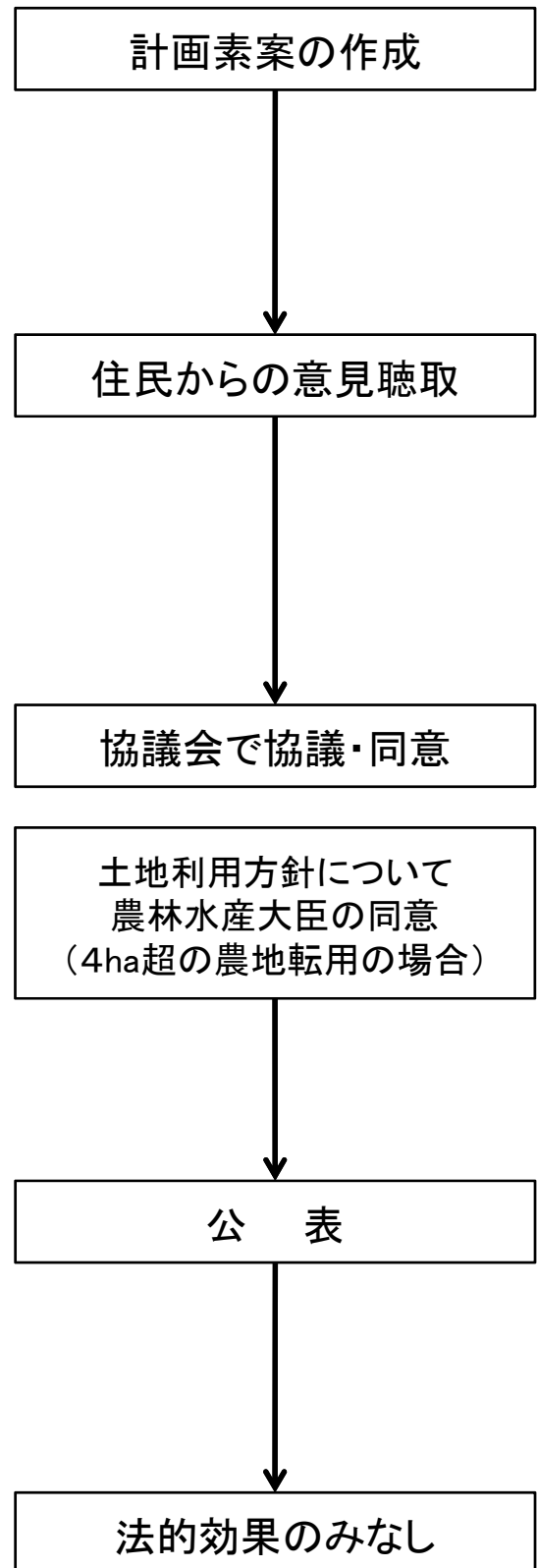
4. 復興整備計画の作成等に係る手続フロー

復興整備計画の作成等に係る手続フロー

(1) 許認可等に関する事項
(復興整備事業の具体的内容)が固まっていない場合



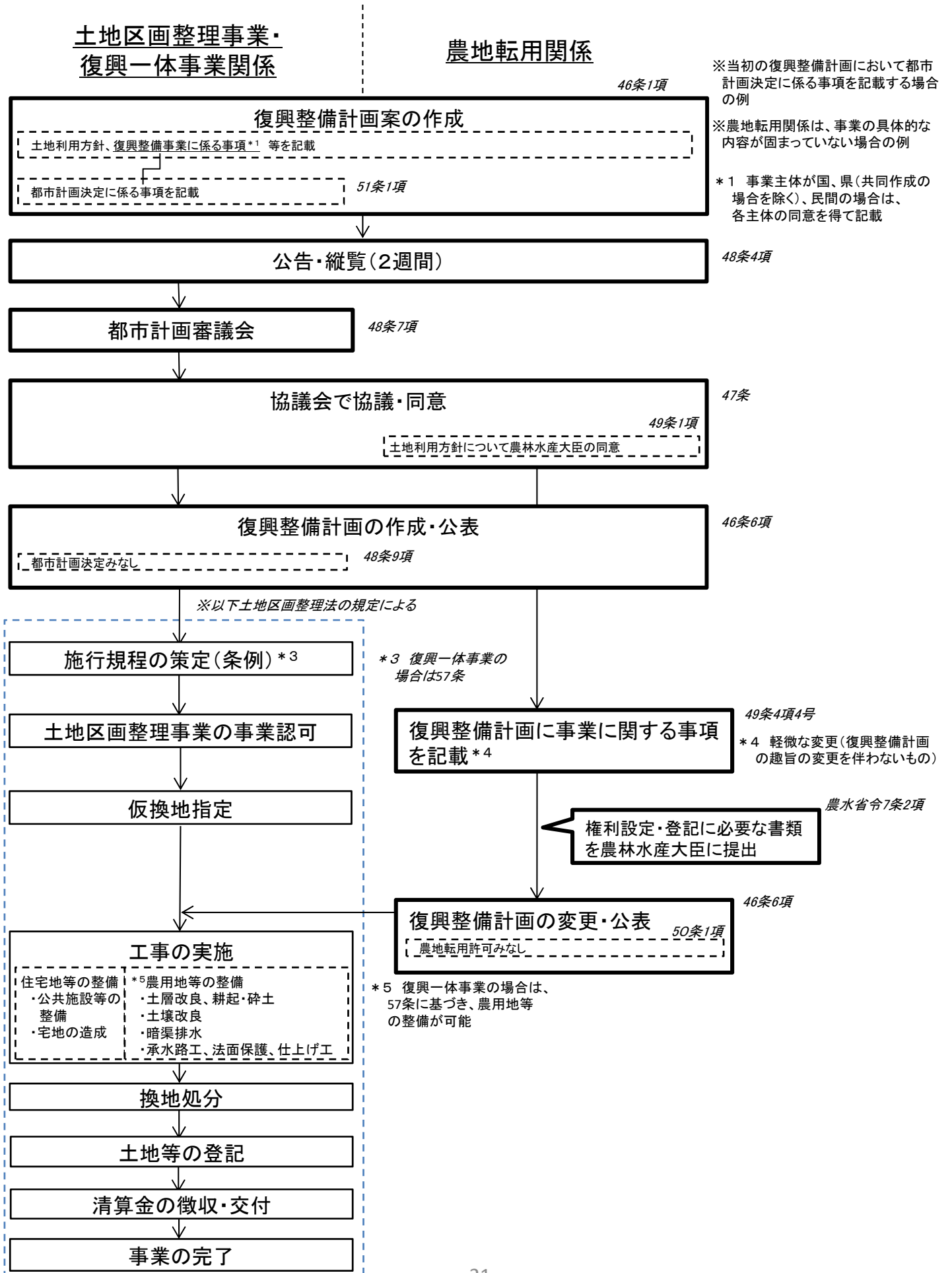
(2) 許認可等に関する事項
(復興整備事業の具体的内容)が固まっている場合



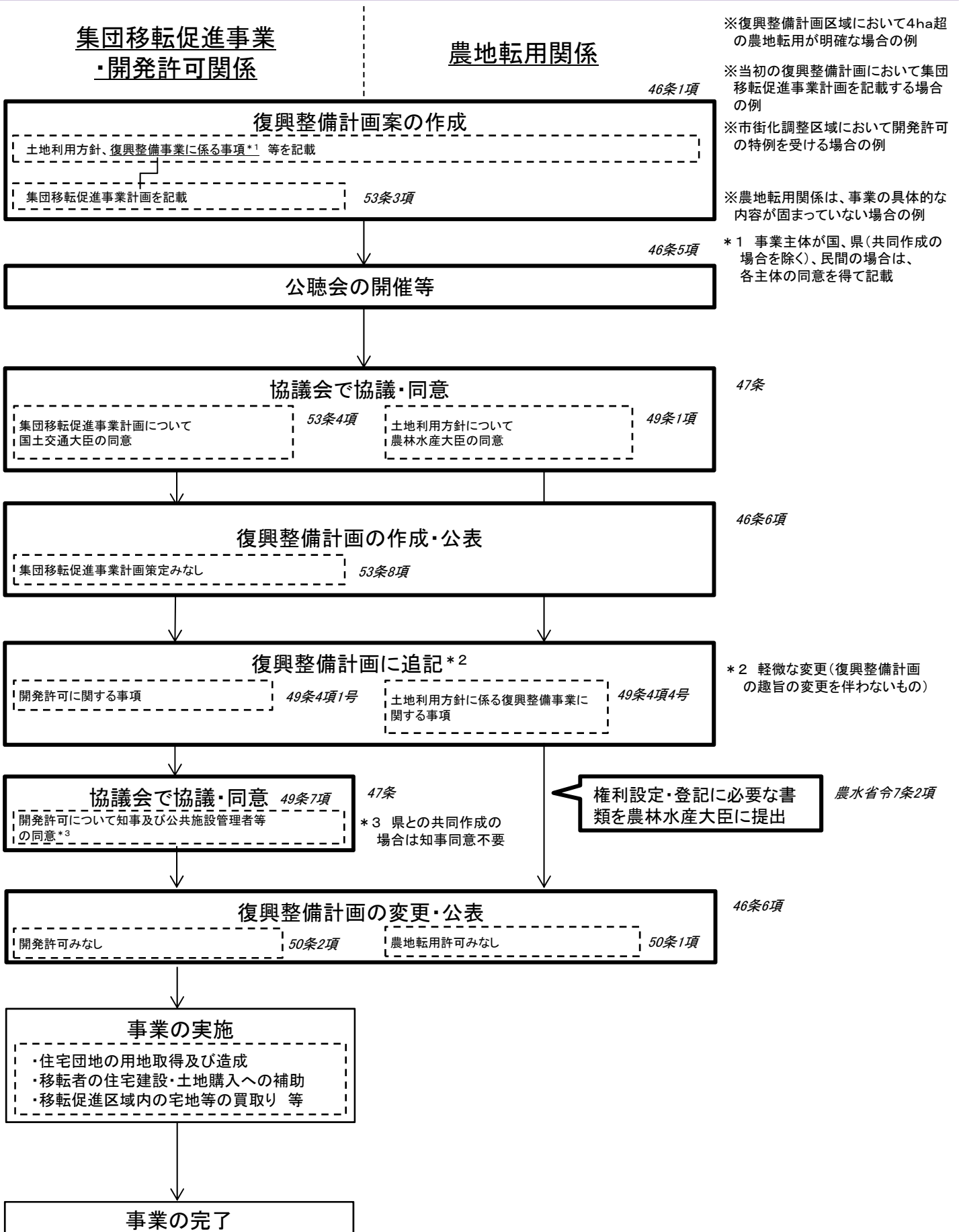
※記載事項は(1)と同じ

土地区画整理事業・復興一体事業を実施する場合の手続きフロー

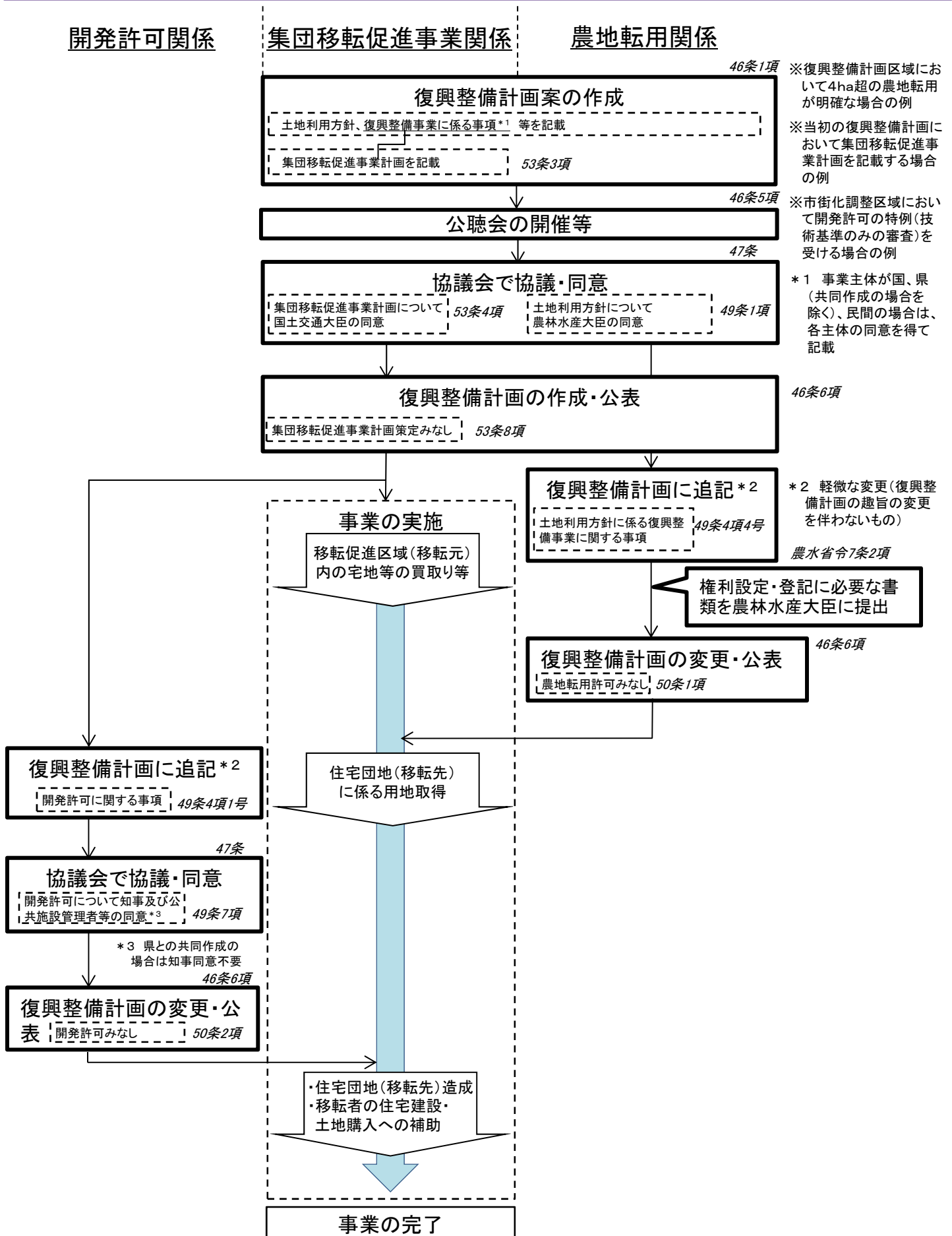
(復興整備計画区域において4ha超の農地転用が明確な場合)



集団移転促進事業を実施する場合の手続きフロー (一括して許可等を受ける場合)



集団移転促進事業を実施する場合の手続きフロー (段階的に許可等を受ける場合)



大臣の同意と農地転用許可みなしの関係

1. 土地利用方針に係る
大臣(農政局長)の同意

許可みなしの必要条件

土地利用方針に次の事項を記載した書類を添付(法第46条第1項第1号の地域)

- ・農業の健全な発展のための施策の推進に関する基本的な事項
- ・施策推進に必要な農地の確保と利用に関する基本的な事項

- ・同意に当たっては、住宅地等のゾーンの範囲(位置・規模、事業の予定)を審査
- ・ゾーン内で行われる事業の実施区域に係る地目・地番は、求めない

2. 事業に関する許可に
係る事項を計画に記載

許可みなしの十分条件

- ・権利設定又は登記をする上で必要な土地の地目・地番・契約内容等の書類を大臣に提出※
- ・大臣は提出された書類を確認(審査はしない)

3. 計画の公表

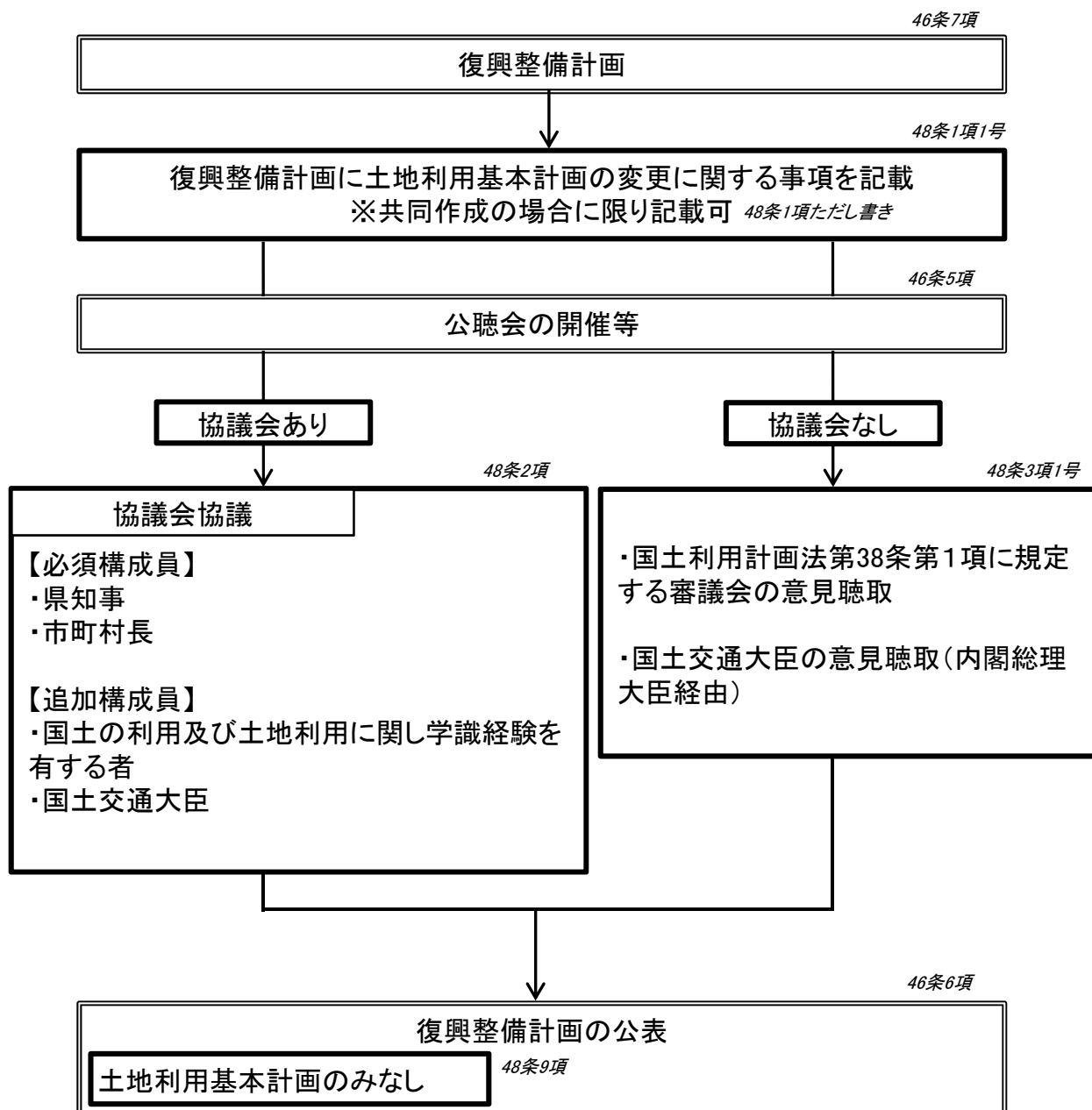
許可みなし

同意基準

- ① 法第46条第1項第1号に掲げる地域: 法第49条第3項
- ② ①以外の地域: 農地法に基づく基準

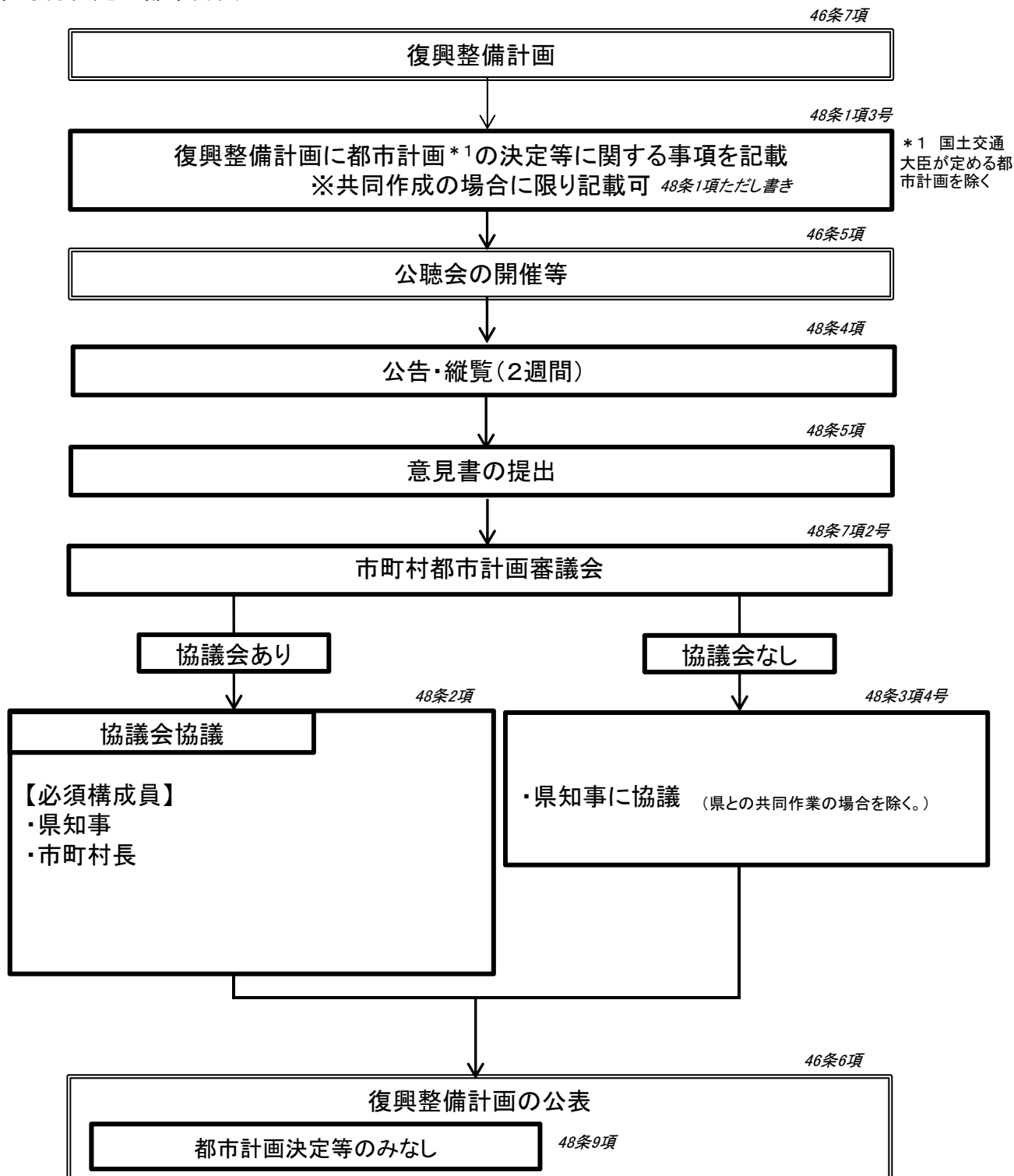
※・法第46条第1項第1号に掲げる地域以外の地域においては、土地利用方針及び事業に関する許可に係る事項を記載した計画の関係部分に必要な書類を添付して協議。大臣はそれらの書類をもとに同意。
・土地区画整理事業及び復興一体事業において、仮換地の指定の効力発生の日とは別に仮換地の使用収益の開始日が定められた場合や換地を定めないこととされている土地について使用収益を停止した場合は、農地法第4条第1項の規定による許可に関する書類を提出。(当該土地の所有者等の同意の証明書の提出は不要)

土地利用基本計画の変更の特例フロー



都市計画の変更を行う場合の手続きフロー

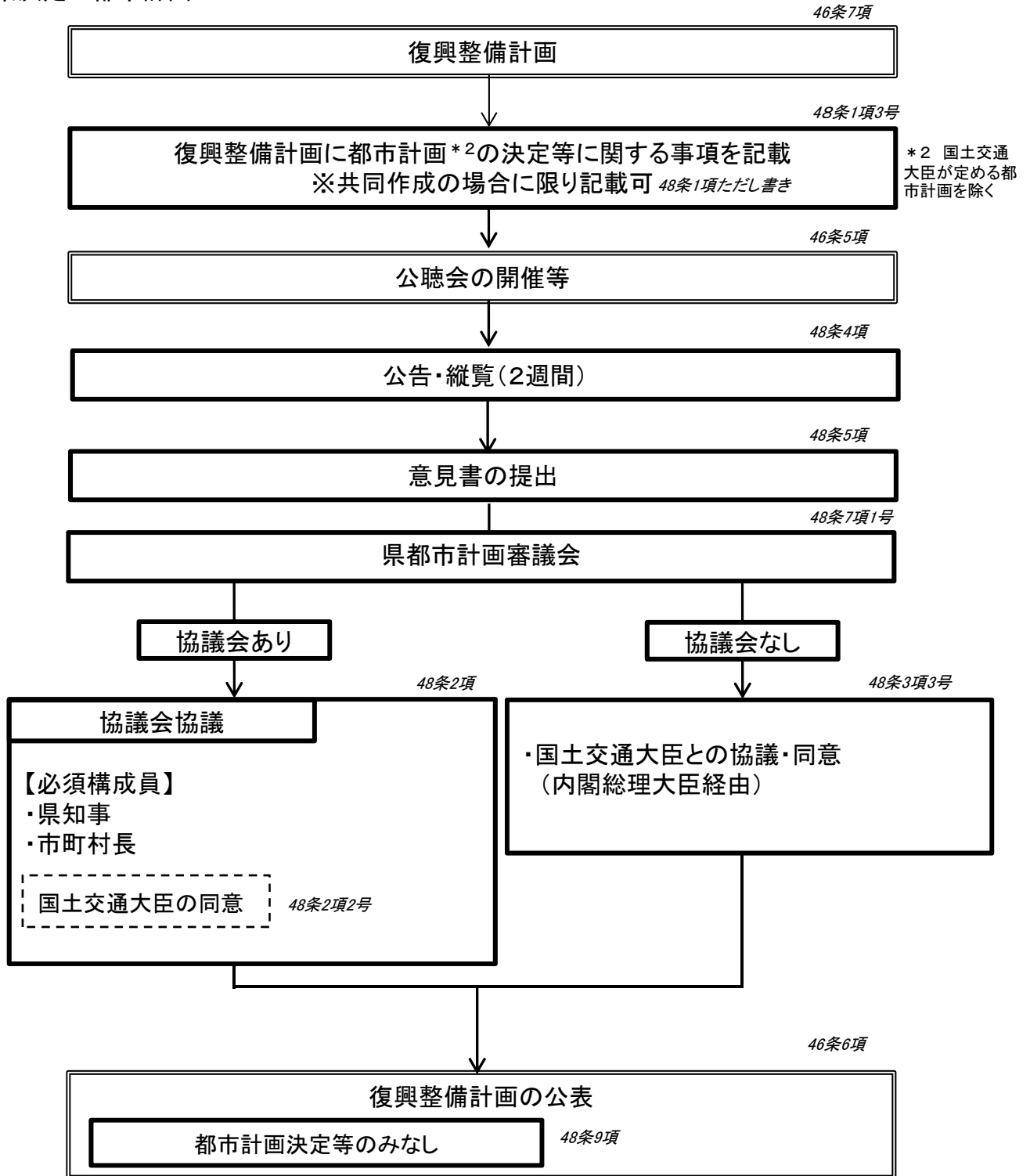
(1) 市町村決定の都市計画



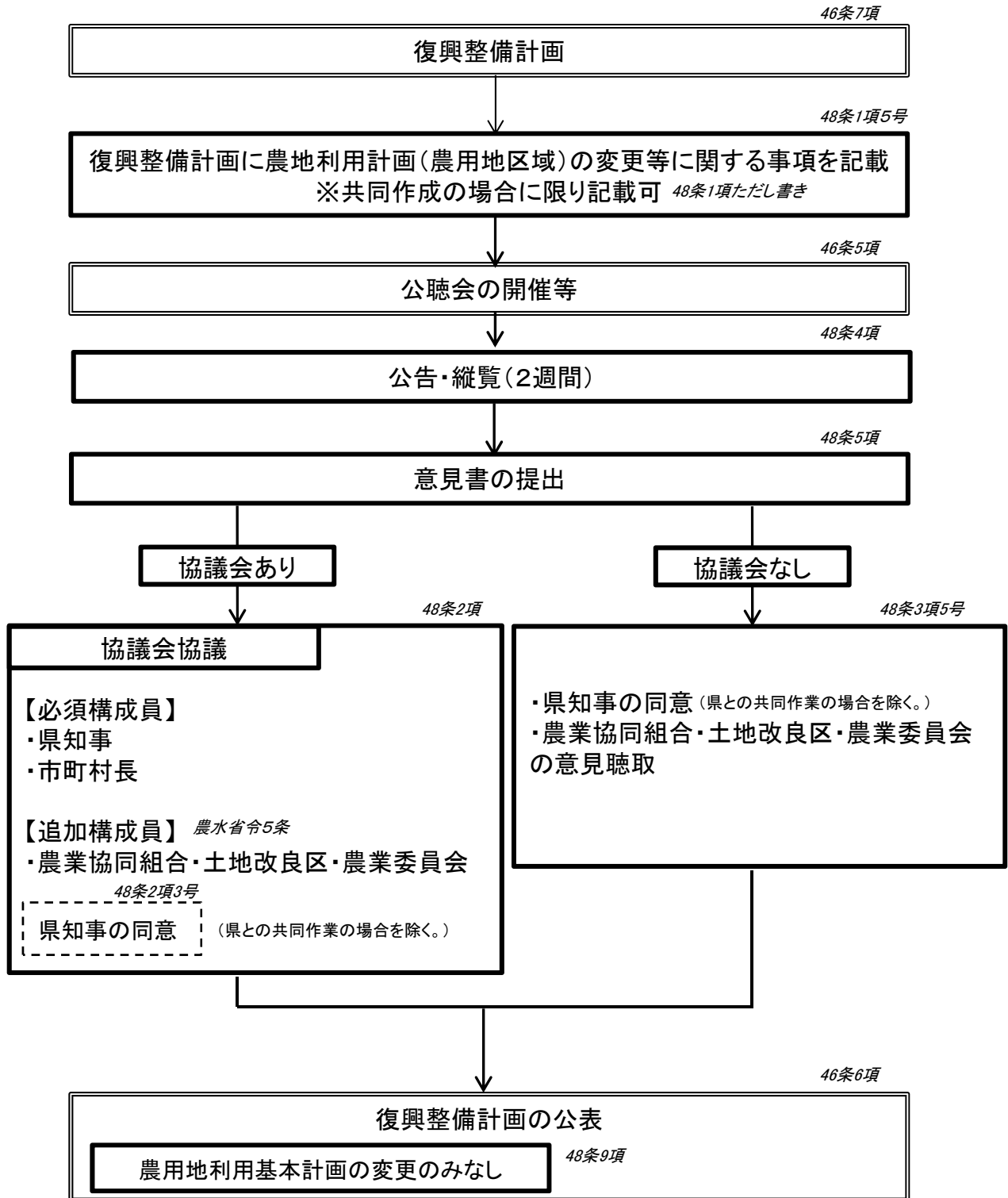
都市計画の変更を行う場合の手続きフロー

(2) 県決定の都市計画*1

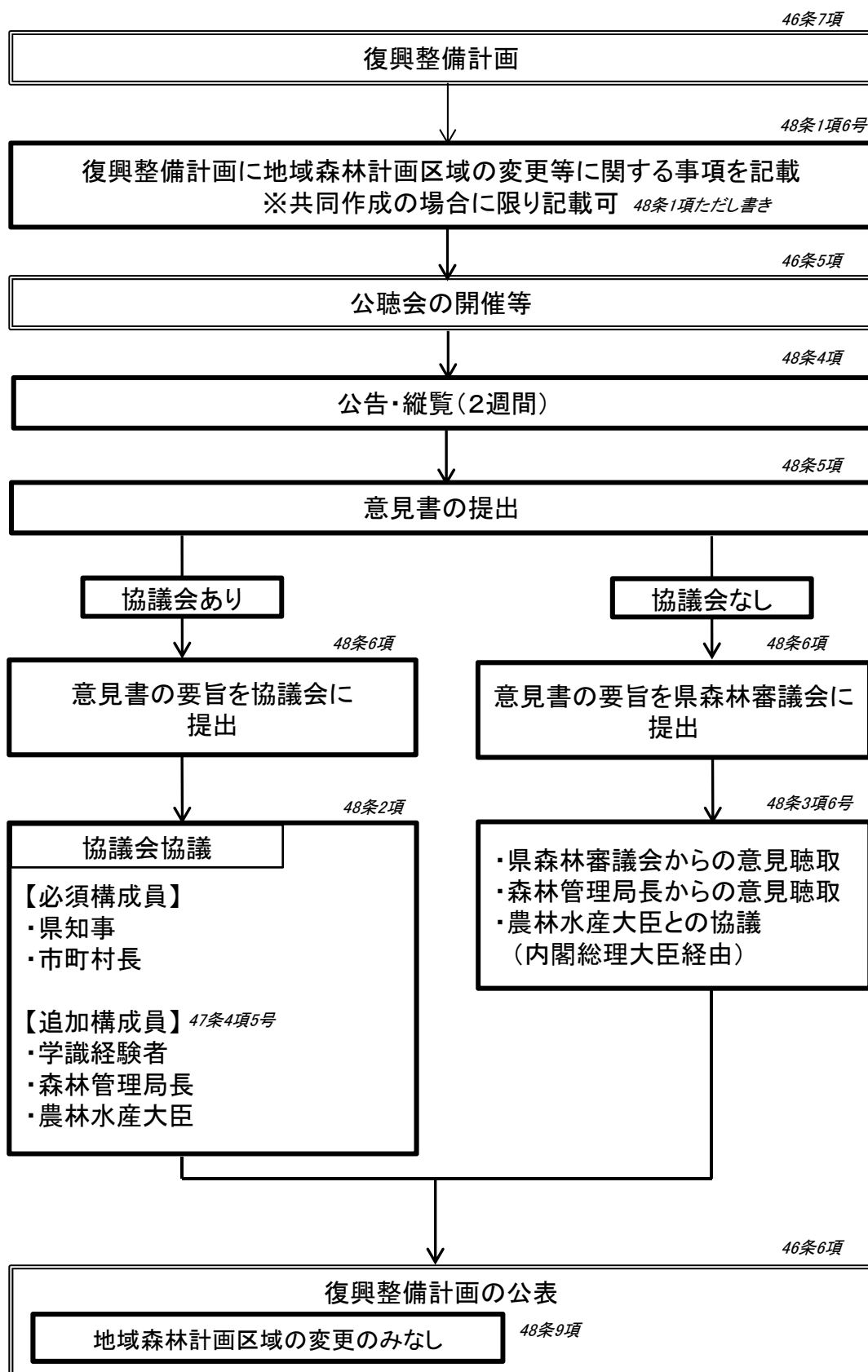
*1 共同作成の場合のみワンストップ手続を行うことが可能



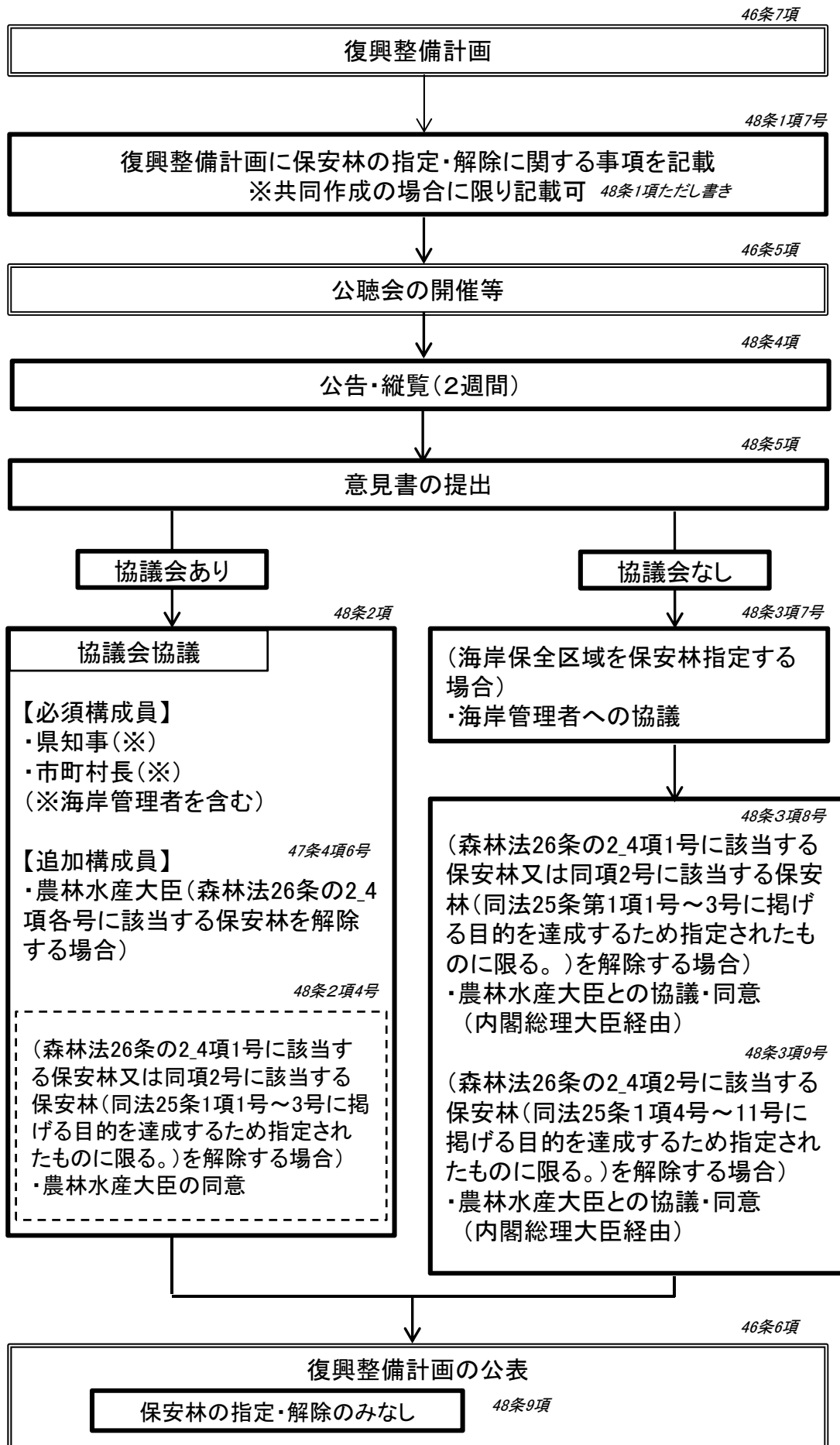
農用地利用計画(農用地区域)の変更の特例フロー



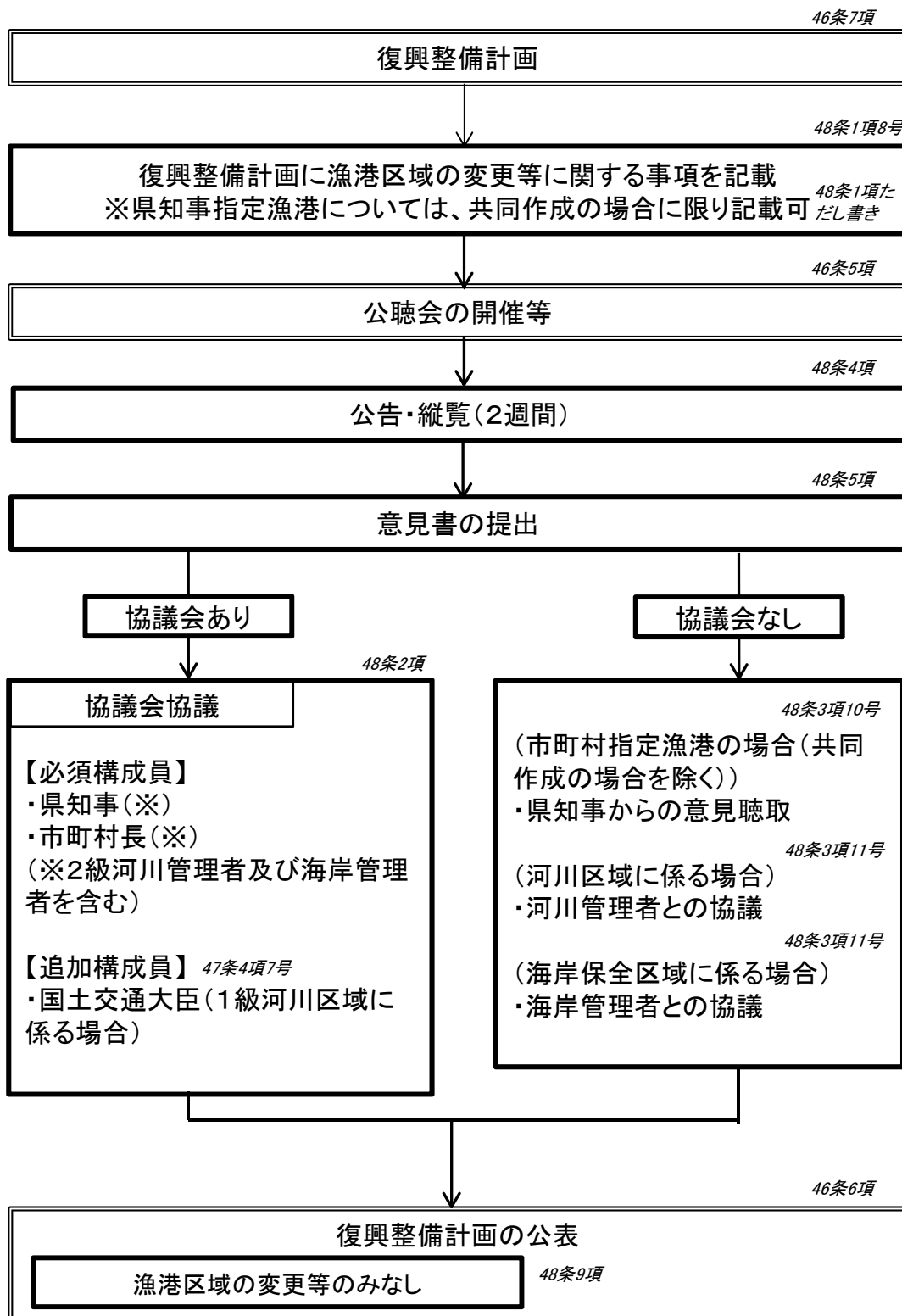
地域森林計画区域の変更の特例フロー



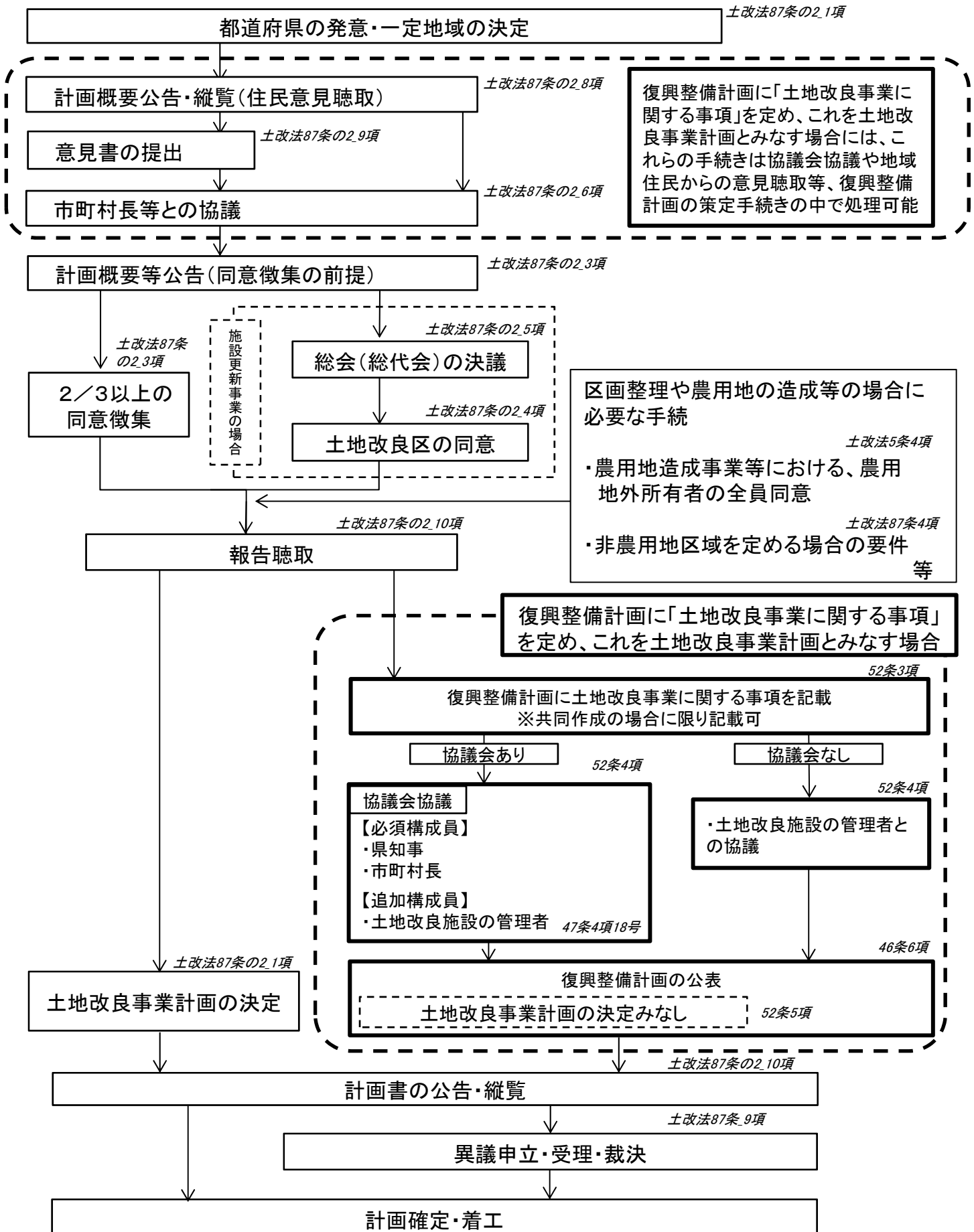
保安林(県指定)の指定・解除の特例フロー



漁港区域(1種・2種)の変更等の特例フロー



復興特区法による県営土地改良事業の特例フロー



漁港漁場整備事業の特例フロー

